

Shimizu Dental Clinic 方針説明・診療申込書

理念・診療方針

当院では、「医院に関わる全ての人の健康と幸せを支援する」という理念のもと、快適で安全な環境で、良好な信頼関係を保ち、私たちにできる最大限の治療を行うことを約束します。虫歯や歯周病など歯科で取り扱う病気には必ず原因があります。それらをできるだけ把握した上で治療に臨むことが、病気の再発を抑え、結果として健康を維持することにつながります。そのため、治療開始前にお口全体の検査（虫歯、歯周病（プロービング検査）、レントゲン検査等）を行います。

予約診療について

必要十分な診療時間を確保するために予約診療にご協力をお願いします。変更がある場合は、原則として48時間前までにご連絡下さい。また、10分以上の遅刻は、次の患者さんをお待たせしてしまいますので、ご予約の取り直しをお願いする場合があります。連絡のないキャンセルや遅刻が続く場合には、以後の診療をお断りする場合もございますのでご了承下さい。

原則として、ご予約はメンテナンス及び診療に対して1つずつまでとさせていただきます。ただし、治療を進めていくうえで必要と判断した場合には例外もございます。

保険診療と自費診療

私たちは、保健医療機関としてガイドラインに則り保険診療を提供します。一方で、その病状に対し、より長く歯を残せる可能性が高い治療法や、より良くかめる可能性が高い治療法などがある場合は、知る権利を尊重し、自費診療（保険外診療）として提案します。それらは、欧米で広く行われている、学術的な裏付けがあり、保険診療よりも成功率の高い治療法であり、実験的な治療やお金儲けのための治療は行いません。

医療の限界

当院で行う歯科治療は成功率の高いものを選んでいますが、医療に絶対はありません。最善と考えられる治療を行っても、結果が患者さんの希望通りにならない場合がございます。その際には現状をお伝えし、次の解決策をご提案します。治療結果に対し、医学的に不可能な加療を要求する行為や、当院スタッフが精神的苦痛を感じる行為（恫喝など）に対しては、歯科医師会・警察と連携して厳しく対応する場合があります。

診療費

診療に対し適切な費用をお支払いいただくことは、消毒・滅菌を含め医院を適切な状態に保つために、また、最新の知識・技術を維持するために、とても大切です。

保険診療の診療費は、国によって全国一律で定められています。ガイドラインに則り治療を進めますので、その都度、治療費用をお支払い下さい。負担額が5,000円を超える場合は、あらかじめお知らせします。保険診療は、現金、クレジットカード（VISA・Masterのみ）によるお支払いが可能です。

保険外診療では、治療開始前に治療法、メリット・デメリット、リスク、治療期間、費用等についてご説明し、同意をいただいてから診療を始めます。保険外診療では、現金、クレジットカード、銀行振り込みによるお支払いが可能です。治療費用は、治療開始までに半額、治療完了時に残額をお支払いください。

個人情報

診療に必要な個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。取得した個人情報は、歯科医院内で患者さんへ医療を提供するため、歯科医院外へ患者さんの医療情報を提供するため（主に病院、診療所、歯科技工所との連携）、歯科医療の質を向上させるために利用します。詳細は別紙に記載してあります。

上記内容を理解し、当院の方針に同意の上、診療を申し込みます。

同意できない場合は、署名を拒否することも理解しています。

日付： 年 月 日 氏名：

個人情報取り扱いについて（別紙）

Shimizu Dental Clinic では、ご提供いただいた個人情報を、以下の通り取り扱います。

○ 歯科医院内で、患者さんへ医療を提供するために利用

- はじめて受診される時には
 - 診療申込書、問診票による聴き取りや保険証を提出していただくなどにより、診療録、歯科衛生士業務記録などを作成します。
- 歯科医療サービスの提供では
 - 診査、各種検査、診断、治療計画（説明と同意）の提示、生活指導などを行います。
 - 予防、治療、口腔の機能回復などを行います。
- 患者さんにかかわる医院管理・運營業務では
 - 治療費の精算を行います。
 - 健康維持・増進（母親教育、歯周病予防教室など）、定期健診のお知らせなどにより歯科医療サービスの向上をはかります。
 - 医療安全のために必要な報告を関係団体などへ行います。
- 医療保険事務では、医療費請求のために保険請求明細書を作成します。

○ 歯科医院外へ、患者さんの医療情報を提供することによる利用

- 患者さんに提供する歯科医療サービスのうち
 - 他の病院、診療所、薬局、介護支援事業者などとの連携をとります。
 - 他の病院、診療所、薬局などからの照会へ回答します。
 - 患者さんの診療にあたり、他の医師、歯科医師などに意見、助言を求めます。
 - 歯科技工所へ業務を委託します。
 - 家族の方などへ病状、治療計画、治療後の予測、生活指導などを説明します。
- 医療保険事務のうち
 - 医療保険事務を委託する場合があります。
 - 歯科医院内で作成した保険請求明細書を審査支払機関へ提出し、医療費の請求を行います。
 - 審査支払機関または保険者からの照会へ回答します。
- 企業等から委託をされて歯科健診を行った場合は、企業などへ結果をお知らせします。
- 歯科医師賠償責任保険などにかかわる医療に関する専門団体、保険会社などへ相談または届出などを行います。

○ 歯科医療の質を向上させるために利用

- 歯科医院内での医院管理・運營業務のうち
 - 歯科医療サービスの向上や業務改善のための基礎資料として活用します。
 - スタッフ研修会で症例研究などを行います。
 - 歯科医師の臨床研修、歯科衛生士の臨床実習などへ協力します。